

和泉市議会議員の政治倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理基準を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として市政にかかわる職責を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (2) 市が行う許可若しくは認可又は市及び関係団体が締結する契約（当該契約の下請契約を含む。）に関して、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 政治活動に関して道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (5) 市職員の公正な職務を妨げるような言動や強要をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、政治不信を招くことのないよう、その品位と名誉を損なう行為を慎むこと。

(市民等の調査請求権)

第4条 議員が前条の規定に違反していると認められるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者（以下「市民」という。）にあってはその総数の50分の1以上の連署をもってその代表者から、議員にあっては議員定数の2分の1以上の数の議員の連署をもってその代表者から、当該議員が同条に違反し、又は違反している疑いに関する事実等を証する書面を添えて、議長（議長に違反又は違反している疑いがある

場合には副議長。以下同じ。) に対し調査の請求をすることができる。

- 2 市民及び議員は、前項の規定に基づき調査を請求するときは、この条例の目的に則し、適正な請求に努めなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第5条 議長は、前条の調査の請求を受けたときは、和泉市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、調査を求めるものとする。

- 2 審査会は、各会派1名の委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 4 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 7 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(審査会の審査等)

第6条 議長は、前条の規定により審査会を設置した場合は、第4条の請求について直ちに書面をもって審査会に審査を求めなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び議員が政治倫理基準に違反したと認められるかどうかについて、これを審査する。
- 3 審査会は、前項の審査を行うため、議員又は第三者に対し、必要な範囲内で事情聴取等の調査を行うことができる。
- 4 審査会は、第1項の規定により審査を求められたときは、その日から起算して60日以内に審査結果を議長に書面で報告しなければならない。
- 5 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、その写しを調査請求者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(政治倫理基準違反等の措置)

第7条 審査会は、前条第1項の審査の対象となった議員(以下「審査に係る議員」という。)に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、

議長に対し議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 審査会は、審査に係る議員の証言等に疑義があると認められる事実があるときは、当該議員に対し説明又は訂正を求めるとともに、議長に対し議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(議員の協力義務)

第8条 審査に係る議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(釈明の機会の保障)

第9条 審査会は、審査に係る議員から審査会において釈明したい旨求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(虚偽報告等の公表等)

第10条 審査会は、審査に係る議員が審査会に対して資料を提出せず、若しくは虚偽の説明をし、又は調査及び審査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(審査結果の尊重)

第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、この条例の施行日前になされた行為については適用しない。